

国民年金 だより

問い合わせ先
市民課 ☎(32)8895
栃木年金事務所
☎0282(22)4131

制度的 公的年金の種類と加入する

公的年金には3種類あり、日本国内に住所を有するすべての人が加入を義務付けられています。その人の働き方によって加入する年金制度が決まっています。

- ① 国民年金
日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人
- ② 厚生年金
厚生年金保険の適用を受ける会社に勤務するすべての人
- ③ 共済年金
公務員・私立学校教職員等

① 国民年金
国民年金は、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満のすべての人が加入するものです。老齢・障害・死亡により「基礎年金」を受けることができます。

国民年金には「第1号被保険者」「第2号被保険者」「第3号被保険者」の3種類あり、どの制度に加入しているかにより、保険料の納付方法が異なります。

第1号被保険者

■対象者
農業等に従事している方、自営業の方、学生、無職の方など

■納付方法

納付書による納付や口座振替など、自分で納めます。(経済的理由等により納められないときは、免除や納付猶予の制度があります)

第2号被保険者

■対象者

厚生年金保険の適用を受けている事業所に勤務する方であれば、自動的に国民年金にも加入します。(ただし、65歳以上で老齢年金を受ける人を除きます)

■納付方法

国民年金保険料は厚生年金保険料に含まれますので、厚生年金を給与から天引きされている人は自動的に国民年金保険料の納付をすることになります。

第3号被保険者

■対象者

第2号被保険者の配偶者で20歳以上60歳未満の人をいいます。ただし、年間収入が130万円以上で、健康保険の被扶養者となれない人は第3号被保険者とはならず、第1号被保険者となりますので、自分で保険料を納める必要があります。

■納付方法

国民年金保険料は、配偶者が加入する年金制度が一括負担します。

② 厚生年金

厚生年金保険に加入している人は、厚生年金保険の制度を通じて国民年金に加入する第2号被保険者に分類され、国民年金の給付である「基礎年金」に加えて、「厚生年金」を受けるとなります。

③ 共済年金

共済(組合)制度は、国家公務員、地方公務員や私立学校の教職員などとして常時勤務する人が組合員として加入する制度です。

共済組合には、「短期給付」と「長期給付」があり、短期給付は、健康保険と同様の給付を行い、長期給付は年金給付と同様の給付を行います。

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成28年度の国民年金保険料は月額16,260円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードを利用した納付や口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内を行っております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、納

付義務のある方(※)の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど、保険料の納付が困難な場合は、免除や猶予の制度がありますのでご相談ください。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して義務を負う配偶者および世帯主になります。

